

学校法人藍野大学 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人藍野大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府茨木市高田町1番22号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 藍野大学 | 大学院 看護学研究科
医療保健学部 看護学科
理学療法学科
作業療法学科
臨床工学科 |
| (2) 藍野大学短期大学部 | 第一看護学科
第二看護学科 |
| (3) 藍野高等学校 | 衛生看護科 |
| (4) 滋賀医療技術専門学校 | 医療専門課程 |

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上10人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族を1人が超えて含まれることになってはならない。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 藍野大学 学長

- | | |
|---|----------|
| (2) 藍野大学短期大学部 | 学長 |
| (3) 藍野高等学校又は滋賀医療技術専門学校の学校長
のうちから理事会において選任した者 | 1人 |
| (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 | 4人以上6人以内 |
| (5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 1人 |
- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号の理事は学長、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事又は職員（学長、学校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣若しくは都道府県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって構成する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による徐斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、17人以上21人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わるできない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(2) 事業計画

- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 藍野大学 | 学長 |
| (2) 藍野大学短期大学部 | 学長 |
| (3) 藍野高等学校又は滋賀医療技術専門学校の学校長のうちから理事会において選任した者 | 1人 |
| (4) この法人の職員及びこの法人の設置する学校の教員その他の職員のうちから理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 | 3人以上4人以内 |
| (5) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 | 2人 |
| (6) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 9人以上12人以内 |
- 2 前項第1号から第4号までに規定する評議員は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めなければならない。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
 - 3 決算剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越しするものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 4 3 条 この法人は、第 3 6 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 4 4 条 この法人の公告は、学校法人藍野大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 4 5 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 5 4 年 9 月 1 日）から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	小 山 昭 夫
理 事	小 山 恒 夫
理 事	山 田 亨
理 事	後 藤 経 市
理 事	長谷川 光
理 事	大 川 治
理 事	沢 田 清
理 事	山 本 盛一郎
理 事	三 好 新之祐

3. (削除) (昭和 5 9 . 1 2 . 2 2 変更)

4. 昭和 5 4 年度の会計年度の始期は、第 3 5 条にかかわらず、大阪府知事の認可の翌日とする。

5. この寄附行為は、公布の日から施行する。(昭和 5 4 年 1 0 月 2 2 日)

6. この寄附行為は、大阪府知事の認可の日（昭和 5 8 年 4 月 1 日）から施行する。

7. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日）から施行する。

8. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 6 0 年 6 月 6 日）から施行する。

9. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 6 2 年 1 月 1 0 日）から施行する。

1 0. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 3 年 3 月 2 8 日）から施行する。

1 1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 1 2 月 1 4 日）から施行する。

1 2. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 4 月 1 日）から施行する。

1 3. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 1 5 年 2 月 2 7 日）から施行する。

1 4. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 1 6 年 1 月 3 0 日）から施行する。

1 5. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 1 7 年 4 月 1 日）から施行する。

1 6. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 1 9 年 3 月 3 0 日）から施行する。

17. 平成18年7月20日理事会決議のこの寄附行為は、平成19年4月1日より施行する。
18. 平成22年1月15日理事会決議のこの寄附行為は、平成22年4月1日より施行する。
19. 平成23年11月28日理事会決議のこの寄附行為は、平成24年4月1日より施行する。
20. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年5月24日）から施行する。
21. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月31日）から施行する。
22. 平成27年3月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
23. この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
24. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年9月15日）から施行する。

<p>2 <u>前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の理事</u>は学長、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 <u>役員(第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)</u>の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることできる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第20条 この法人に、評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、<u>19人以上23人以内の評議員をもって組織する。</u></p> <p>3～11 (略)</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 藍野大学 学長</p> <p><u>(2) びわこリハビリテーション専門職大学 学長</u></p> <p><u>(3) 藍野大学短期大学部 学長</u></p> <p><u>(4) 藍野高等学校又は滋賀医療技術専門学校の学校長のうちから理事会において選任した者 1人</u></p> <p><u>(5) この法人の職員及びこの法人の設置する学校の教員その他の職員のうちから理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以上4人以内</u></p> <p><u>(6) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 2人</u></p> <p><u>(7) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 10人以上13人以内</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第5号までに規定する評議員</u>は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p>	<p>2 <u>前項第1号、第2号、第3号及び第4号の理事</u>は学長、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 <u>役員(第6条第1項第1号、第2号及び第3号(新設)に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)</u>の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることできる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第20条 この法人に、評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、<u>17人以上21人以内の評議員をもって組織する。</u></p> <p>3～11 (略)</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 藍野大学 学長</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 藍野大学短期大学部 学長</u></p> <p><u>(3) 藍野高等学校又は滋賀医療技術専門学校の学校長のうちから理事会において選任した者 1人</u></p> <p><u>(4) この法人の職員及びこの法人の設置する学校の教員その他の職員のうちから理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以上4人以内</u></p> <p><u>(5) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 2人</u></p> <p><u>(6) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 9人以上12人以内</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第4号までに規定する評議員</u>は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p>
---	---

附 則

25. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年
月 日）から施行する。

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		30年度	開設年度の前年度	開設年度	33年度	34年度	35年度	合 計
	設置経費	校 地 (うち造成費)		- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
施設		基 準 内	63,325	548,928	-	-	-	-	612,253
		基 準 外	-	-	-	-	-	-	-
設備		図 書	-	3,938	1,460	1,419	-	-	6,817
		教 具 校 具 備 品	-	59,369	75,480	-	-	-	134,849
小 計		63,325	612,235	76,940	1,419	-	-	753,919	
新設校の開設年度の経常経費					499,500			499,500	
合 計			63,325	612,235	576,440	1,419	-	-	1,253,419

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	628,088 千円
		基 準 外	- 千円
	設備	図 書	144,893 千円
		教具・校具・備品	17,143 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	937,419 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から平成30年度に 63,325千円(建築工事 60,232千円、建築設計及び工事監理業務 3,093千円)を支出し、その残 5,027,758千円のうち、874,094千円を財源に充当
借入金	316,000 千円	日本私立学校振興・共済事業団からの借入金 により充当
	- 千円	
合 計	1,253,419 千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表			
年度 科目	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産	11,298,053 千円	11,636,708 千円	11,636,708 千円
二 運用財産	3,819,399 千円	5,101,500 千円	5,101,500 千円
三 負債額	3,696,080 千円	4,995,542 千円	4,995,542 千円
1 固定負債	1,035,300 千円	2,425,530 千円	2,425,530 千円
2 流動負債	2,660,780 千円	2,570,012 千円	2,570,012 千円
四 基本財産＋運用財産	15,117,452 千円	16,738,208 千円	16,738,208 千円
五 純資産(四－三)	11,421,372 千円	11,742,666 千円	11,742,666 千円

貸借対照表

2019年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	11,669,692,145	11,329,472,027	340,220,118
有形固定資産	11,636,708,421	11,298,052,874	338,655,547
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	32,983,724	31,419,153	1,564,571
流動資産	5,068,516,530	3,787,979,485	1,280,537,045
資産の部合計	16,738,208,675	15,117,451,512	1,620,757,163
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	2,425,530,272	1,035,300,200	1,390,230,072
流動負債	2,570,011,921	2,660,779,646	△ 90,767,725
負債の部合計	4,995,542,193	3,696,079,846	1,299,462,347
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	16,245,503,305	16,249,214,716	△ 3,711,411
第1号基本金	15,996,503,305	16,000,214,716	△ 3,711,411
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	249,000,000	249,000,000	0
繰越収支差額	△ 4,502,836,823	△ 4,827,843,050	325,006,227
純資産の部合計	11,742,666,482	11,421,371,666	321,294,816
負債及び純資産の部合計	16,738,208,675	15,117,451,512	1,620,757,163

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	びわこリハビリテーション専門職大学設置 建築工事	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建840㎡ 滋賀県東近江市北坂町967	着工:平成31年2月1日 完成:令和2年2月28日	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学設置 建築設計及び工事監理業務	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建840㎡ 滋賀県東近江市北坂町967	着工:平成30年11月27日 完成:令和2年2月28日	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学和書・洋書購入	和書・洋書339冊	令和元年9月30日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学和書・雑誌購入	和書・雑誌117冊・2種	令和元年9月30日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学教具購入	教具64点	令和元年9月30日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学教具購入	教具41点	令和2年2月28日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	藍野大学ファサード整備工事	鉄骨造4階建3,272.59㎡ 大阪府茨木市東太田4丁目294番1、274番2及び293番11	着工:平成30年11月28日 完成:令和元年12月25日	藍野大学専用
	藍野大学ファサード整備工事 建築設計及び工事監理業務	鉄骨造4階建3,272.59㎡ 大阪府茨木市東太田4丁目294番1、274番2及び293番11	着工:平成30年9月25日 完成:令和元年12月25日	藍野大学専用
	藍野大学ファサード整備工事 地質調査	鉄骨造4階建3,272.59㎡ 大阪府茨木市東太田4丁目294番1、274番2及び293番11	着工:平成30年8月20日 完成:平成30年8月31日	藍野大学専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	藍野大学改修工事	鉄筋コンクリート・鉄骨造地下1階付5階建10,073.6㎡ 大阪府茨木市東太田4丁目23番地1、343番地1	着工：平成31年4月1日 完成：令和2年3月25日	藍野大学専用
	藍野大学改修 建築設計及び工事監理業務	鉄筋コンクリート・鉄骨造地下1階付5階建10,073.6㎡ 大阪府茨木市東太田4丁目23番地1、343番地1	着工：平成31年2月1日 完成：令和2年3月25日	藍野大学専用
令和2年度	びわこリハビリテーション専門職大学和書・洋書購入	和書・洋書233冊	令和3年2月26日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学教具購入	教具89点	令和3年2月26日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学教具購入	教具1点	令和3年2月26日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
	びわこリハビリテーション専門職大学教具・校具購入	教具・校具189点	令和3年2月26日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
令和3年度	びわこリハビリテーション専門職大学和書・洋書購入	和書・洋書175冊	令和4年3月31日納入予定	びわこリハビリテーション専門職大学専用
令和4年度	該当無し	—	—	—
令和5年度	該当無し	—	—	—

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		186,240	325,920	465,600	605,280
手数料収入		3,960	3,960	3,960	3,960
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		100	100	100	100
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		254,542	363,632	472,722	472,722
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 145,451	△ 254,542	△ 363,632	△ 472,722
前年度繰越支払資金		0	△ 234,286	△ 272,672	△ 185,488
収入の部合計		299,391	204,784	306,078	423,852

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		333,000	336,000	340,000	343,000
教育研究経費支出		115,537	131,537	142,766	154,797
管理経費支出		5,700	6,000	6,300	6,600
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		79,440	3,919	2,500	2,500
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		△ 234,286	△ 272,672	△ 185,488	△ 83,045
支出の部合計		299,391	204,784	306,078	423,852

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度	
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	186,240	325,920	465,600	605,280
		手数料	3,960	3,960	3,960	3,960
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	100	100	100	100
		教育活動収入 計	190,300	329,980	469,660	609,340
	支出	人件費	333,000	336,000	340,000	343,000
		教育研究経費	160,659	176,759	188,088	200,219
		管理経費	5,841	6,141	6,441	6,741
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出 計		499,500	518,900	534,529	549,960	
教育活動収支差額		△ 309,200	△ 188,920	△ 64,869	59,380	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額		0	0	0	0
経常収支差額		△ 309,200	△ 188,920	△ 64,869	59,380	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 309,200	△ 188,920	△ 64,869	59,380	
基本金組入額合計		△ 79,440	△ 3,919	△ 2,500	△ 2,500	
当年度収支差額		△ 388,640	△ 192,839	△ 67,369	56,880	
前年度繰越収支差額		0	△ 388,640	△ 581,479	△ 648,848	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 388,640	△ 581,479	△ 648,848	△ 591,968	

(参考)

事業活動収入 計	190,300	329,980	469,660	609,340
事業活動支出 計	499,500	518,900	534,529	549,960